

人口減少レジリエンス強化に向けた基礎調査業務 公募要領

1 委託業務名

人口減少レジリエンス強化に向けた基礎調査業務

2 業務目的

今後進行する人口減少及び少子高齢化が生活基盤に及ぼす影響を及ぼすのかを明らかにするとともに、人口減少に伴い生じる様々な変化に対して、地域社会が柔軟に適応し、「住民の生活の質」と「社会の持続性」を維持・再構築していく能力を「人口減少レジリエンス」と定義し、人口減少に対する地域の適応戦略を検討するための基礎資料の作成を行うもの。

3 業務内容

別添「仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 事業費の上限額

事業費は金9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・企画提案に要する経費は含まない（提案者の負担とする）。
- ・採用された優先交渉事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

6 応募資格

応募に際しては、以下の要件を全て満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと
- （2）国内に事業所を置く事業者であること
- （3）群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと
- （6）銀行取引停止処分を受けている者でない者
- （7）国税及び地方税を滞納していない者
- （8）市町村行政に関わる基礎調査や類似した調査・報告書作成等の実績を有し、当該業務を円滑に遂行するために必要な体制、ノウハウ等を有している者

7 スケジュール

- （1）公募開始

- 令和8年5月22日（金）
- (2) 参加申込期限
令和8年6月5日（金）正午【必着】
- (3) 質問受付期限
令和8年6月9日（火）正午【必着】
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和8年6月15日（月）17時【必着】
- (5) 第一次審査（書類審査）
令和8年6月16日（火）～令和8年6月19日（金）【予定】
※企画提案書の提出が3者を上回った場合に実施
- (6) 第一次審査結果通知
令和8年6月19日（金）【予定】
- (7) 第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和8年6月24日（水）午前【予定】
- (8) 優先交渉者の決定及び通知
令和8年6月25日（木）【予定】
- (9) 契約締結・業務開始
令和8年6月下旬

8 参加申込

本業務委託公募に応募しようとする者は、次のとおり参加申込用フォームから申し込むこと。なお、質問及び企画提案書等については、期限までに参加申込を行った事業者（以下、「参加申込者」という。）からのみ受け付ける。

- (1) 申込方法 Microsoft Forms によるものとする。
- (2) 申込期間 令和8年5月22日（金）～令和8年6月5日（金）正午
- (3) 申込先 URLから回答
<https://forms.cloud.microsoft/r/Jv9EnpCUjX>

9 質問受付

本業務について質問のある参加申込者は、次のとおり質問用フォームから質問する。なお、参加申込者以外からの質問は受け付けない。

- (1) 質問方法 Microsoft Forms によるものとする。
- (2) 質問期間 令和8年5月22日（金）～令和8年6月9日（火）正午
- (3) 質問先 URLから回答
<https://forms.cloud.microsoft/r/wthSf5AhbW>
- (4) 回答方法 質問を受け付けた日から起算して原則3日以内（土、日、祝祭日を除く）にメールで参加申込者全員に回答する。なお、回答は公募要領及び仕様書の追加又は修正等として扱う場合がある。
- (5) その他 受け付けた全ての質問について、質問を提出した事業者名は公開しない。

10 企画提案書等の提出手続等

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出する。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けない。

また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けない。

(1) 提出期間 令和8年5月22日(金)～令和8年6月15日(月)17時

(2) 提出先 下記「14 提出先及び問合せ先」とおり

(3) 提出方法 電子メールによる

※電子メールの件名は「【応募】人口減少レジリエンス強化に向けた基礎調査業務」とし、提出書類(PDF)データを添付の上、提出すること。

※添付ファイルの容量が7MBを超える場合は、事前に提出先及び問い合わせ先へ連絡の上、県の指定するファイル共有システムにより提出すること。

※提出した際は提出した旨を必ず電話で連絡すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式3)

イ 企画提案書本体(任意様式ただしページ数は20ページ以内とする)

ウ 業務実施体制表(様式4)

エ 経費積算書(様式5)

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

オ 実施スケジュール(任意様式)

カ 暴力団排除に関する誓約書(様式6) (*)

キ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可) (*)

ク 決算書の写し(直近のもの1期分)(半期決算の場合は2期分) (*)

ケ 課税(免税)事業者届出書(様式7)

コ その他参考資料(会社概要パンフレット等)

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※群馬県「令和8・9年度物品等契約資格者名簿」掲載者は、(*)印の付いた書類の提出は不要

(5) 企画提案書本体の記載事項

ア 企画内容

以下の項目は必ず企画内容に盛り込むこと

- ・提案に対する考え方と実施方針
- ・調査・分析業務の実施内容とアウトプットのイメージ
- ・業務の運営体制
- ・業務実施スケジュール
- ・類似事例の実績

イ その他企画内容を説明するために必要な事項

企画提案内容を補足する事項があれば自由に記載すること。また、業務の趣旨・目的を遂行するために必要と思われるものであれば、仕様書記載以外の調査・分析事項の追加提案も可とする。

ウ 実績

実績に関しては、過去5年間程度における市町村行政(特に過疎対策・山村振興)に関わる基礎調査や類似した調査・報告書作成等の実績や人口減少に関わる調査検討業務を記載すること

(6) 応募書類の取扱い

・提出された応募書類等は、事業者選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)、「群馬県情報公開条例」(平成12年6月14日条例第83号)に準じ、不開示情

報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

- ・提出された応募書類等は、返却しない。
- ・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

(7) その他

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出、差替えは一切認めない。
- ・提出した書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求する場合がある。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・参加申込を行った者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出すること。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。

1.1 企画提案書の審査・優先交渉事業者の決定

提出された企画提案書等の内容に基づき第一次審査（書面審査）を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による第二次審査を行う。審査の結果、最も優れた企画提案を提出した事業者を委託事業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 第一次審査

- ・審査期間 令和8年6月16日（火）～令和8年6月19日（金）
- ・審査方法 応募書類を基に書類審査を行う。第一次審査通過は得点上位から順に3者程度を予定している。なお、企画提案者が、3者に満たない場合は第一次審査を行わず、応募者全員を第一次審査通過者とする。
- ・審査項目 次の選定基準に基づいて審査を行う。（全5項目100点満点）
 - ①事業の趣旨・目的を理解した提案となっているか（30点）
 - ②調査の実施方法は適切で、調査・分析結果を分かりやすく整理して可視化し、対話を行う際に活用可能な内容として提供する工夫がなされた内容となっているか（20点）
 - ③具体的かつ実現可能性のある詳細な実施計画及び提案内容を確実に実施できる運営体制が組まれているか（20点）
 - ④見積金額が仕様書の要件を満たした上で、適正な価格設定になっているか。（10点）
 - ⑤過疎・山村集落に係る同種又は類似の業務で実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かして業務を実施することが期待できるか。（20点）
- ・結果通知 令和8年6月19日（金）【予定】
審査結果は有効な企画提案書の提出者に対して個別に通知する。
第一次審査通過者に対しては、第二次審査の詳細を併せて通知する。

(2) 第二次審査

- ・審査期間 令和8年6月24日（水）午前【予定】
- ・審査方法 オンラインでのプレゼンテーション、ヒアリング等（時間の詳細は、第一次審査通過者に別途連絡する。）
- ・審査項目 上記第一次審査の審査項目に同じ。

- ・結果通知 令和8年6月25日(木)【予定】
第二次審査参加者全員に結果を連絡し、優先交渉者名は県ホームページ上で公表する。
審査結果の詳細については、応募事業者からの個別の問合せに対し、応募者数及び当該事業者の順位のみを回答する。

1.2 委託契約の締結

- ・上記1.1において選定された者を事業の優先交渉者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・契約締結に当たっては、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて群馬県から示した上で見積書を提出する。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則として全て群馬県に帰属する。

1.3 様式及び資料

下記様式及び資料は群馬県ホームページからダウンロードを行うこと。

(1) 様式

- ・様式3 企画提案書表紙
- ・様式4 業務実施体制表
- ・様式5 経費積算書
- ・様式6 (暴力団等に該当しない旨の) 誓約書
- ・様式7 課税(免除) 事業者届出書

(2) 資料

- ・資料1 公募要領
- ・資料2 仕様書

1.4 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁17階北フロア
群馬県地域創生部地域創生課 地域支援係 黒岩
電話 027-898-2776
メールアドレス chiikisien@pref.gunma.lg.jp